

平成 29 年度第 1 回財政援助団体等監査

監査の種別	地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市民会館 指定管理者：ふっさ J & S 共同事業体 所管部課：教育部 公民館
監査の範囲	平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）に執行された市民会館指定管理委託に関する事業について
実施期間	平成 29 年 9 月 22 日から平成 29 年 12 月 21 日まで
監査委員	田村 桂一 ・ 原田 剛

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 利用料金の還付について</p> <p>ホール等の予約のキャンセルについては、理由を問わず所定の金額を申請者に還付している。</p> <p>しかし、安易に還付を行ってしまうと、ホール等の適正利用の妨げとなり、また、キャンセル後に次の予約が入らないことも多く、稼働率に影響している。</p> <p>福生市民会館条例第 12 条では、「既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。」と定められており、使用許可書にも原則不還付であることが明示されている。</p> <p>ただし書きはあくまでも例外であることから、所管課は指定管理者に今一度、原則不還付であることを説明し、指導されたい。</p> <p>また、例外的に還付する際に指定管理者が判断に迷うことのないよう、所管課は具体的な要件をあらかじめ定められたい。</p>	<p>(1) 利用料金の還付について</p> <p>所管課から指定管理者に対して、福生市民会館条例に基づき使用料の原則不還付について説明し指導を行った。</p> <p>従来から、利用者都合によるキャンセル時の還付を行っていたが、その後、毎月のホール等の抽選会や申請時での周知徹底及び利用案内等へ明文化（別紙「福生市民会館 ご利用案内」4 ページ）したことにより利用者都合によるキャンセル時の原則不還付へ改善された。</p> <p>また、例外的に還付する要件については、災害等を除いて、原則無いということを改めて確認し、管理運営業務基準に基づき対応するよう所管課から指定管理者に周知した。</p>
<p>(2) 会館の維持管理について（備品等の軽微な修繕）</p> <p>会館、備品の維持管理を主に分担している株式会社サイオーは、市民会館に常駐しているわけではなく、軽微な不具合（机椅子のねじの外れ、雨どいの落ち葉による詰り、ドアの軋み等）</p>	<p>(2) 会館の維持管理について（備品等の軽微な修繕）</p> <p>会館の維持管理を行っている株式会社サイオーの 24 時間センターと市民会館の装置が連動していることで、維持管理担当者は常駐していないが、トラブル発生時は緊急出動体制をと</p>

<p>については、修繕等の対応が遅れがちであり、利用者に不便を来すことのないよう、公民館職員が行っているケースもあるとのことである。</p> <p>会館、備品の維持管理については、指定管理者が行う旨、募集要項、管理運営業務基準、基本協定書等に示されている。所管課は、指定管理者に適切な維持管理に務めるよう指導されたい。</p>	<p>っている。</p> <p>平成 30 年度からは、株式会社サイオーの担当者の常駐日数を月 2 回から週 1 回に増やし、点検回数が増加することでトラブルを未然に防ぎ、突発的な修繕にも対応していく。</p> <p>所管課から指定管理者に対して、軽微な不具合等は、他運営担当者により早急に対応し、利用者の施設利用に影響が無いよう指導を行った。</p>
---	--

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 予約、決済システムの導入について</p> <p>ホール等の使用予約の手続については、申請者が直接市民会館の窓口に出向いて行うこととなっており、施設の空き状況のみホームページ上で閲覧可能となっている。</p> <p>利用者の利便性の向上、稼働率の向上の観点からも、オンライン予約システムの導入を検討されたい（実際に、既にスポーツ施設はオンラインで仮予約ができるシステムを導入している。）。</p> <p>また、使用料の支払についても、窓口での現金決済のみとなっているが、ホールの使用料等は高額でもあり、安全性の観点からも振り込みやクレジットカード決済等、他の方法についても検討されたい。</p>	<p>(1) 予約、決済システムの導入について</p> <p>現在、福生市は施設空き情報システムを運用しているが、次期システム更新時の際、予約システムの導入に向けて、平成 30 年度に検討を行っていく。</p> <p>また、使用料の支払については、平成 30 年度から、指定管理者が振り込みやクレジットカード決済等、他の方法について、導入による費用対効果、課題等を併せて検討していく。</p> <p>なお、指定管理者から教育委員会に振り込みやクレジットカード決済等について相談があった場合には、積極的に協議に応じ、検討していく。</p>
<p>(2) 公民館の有料利用者の取扱いについて</p> <p>指定管理者は、市民会館の窓口において、市民会館の利用申請の受け付け、公民館の無料利用申請の受け付けを行っており、公民館の有料利用申請の受け付けについては、その都度公民館に連絡を取り、公民館職員が市民会館に出向いて行っている。</p> <p>同じ敷地内とはいえ建物は別であり、利用者を待たせる結果となっており、利便性の観点から望ましいとは言えない。また、同じ施設を借</p>	<p>(2) 公民館の有料利用者の取扱いについて</p> <p>現在、公民館の使用料の徴収については、申請時に市民会館から電話連絡を受け、申請書に記入いただいている間に許可証発行の準備を行い、その後公民館職員が市民会館窓口に出向き対応を行っており、お客様になるべくお待ちいただかないよう工夫をしている。</p> <p>公民館の利用申請の取扱い方法について、利用者の視点に立った方法に向け、平成 30 年度に検討を行っていく。</p>

<p>りののに、無料、有料の申請先が異なるのは理解も得にくい。</p> <p>公民館の利用申請の取扱い方法を無料、有料について同様のものとし、利用者に迷惑の掛からない、また、指定管理者、公民館双方にとって負担のない方法を検討されたい。</p>	
<p>(3) 修繕について</p> <p>市民会館は昭和 52 年 6 月の開館から築 40 年が経過し、老朽化が進んでいる。そのため、修繕費は、基本協定書で定められた年間 120 万円以内では当然不足し、平成 28 年度の年間修繕費は 1,387 万円となっている。</p> <p>平成 29 年度において、設計会社に長寿命化と建て替えの金額比較等の調査を委託しているとのことであり、その結果を待って今後の方向性を検討することになると思われる。</p> <p>福生市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な方針のうち、複合化、集約化等に関する基本的な方針として、「近隣自治体と機能を共有できるような施設については広域連携を推進する。」としている。この計画は、平成 26 年度に総務省より出された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を受け策定されたものである。</p> <p>今後の方向性については、長寿命化か建て替えかの二者択一ではなく、広域連携や施設の複合化等、他の選択肢も含め多方面から検討されたい。</p>	<p>(3) 修繕について</p> <p>今後、教育委員会としての方向性を出していく。</p>
<p>(4) 冷暖房空調設備中央監視装置修繕におけるオープンネットワークシステムの導入について</p> <p>冷暖房空調設備のコントロールユニット、操作盤の故障に伴う修繕について、使用していた機器については既に部品供給が無く、システム更新が必要であった。</p> <p>今回、指定管理者が自社開発のオープンネットワークシステム（どのメーカーの機器にも対応でき、修繕も行える汎用品）を導入することで、メーカー品で修繕を行う他社と比較する</p>	<p>(4) 冷暖房空調設備中央監視装置修繕におけるオープンネットワークシステムの導入について</p> <p>関係部署に情報提供していきたい。</p>

と、最高見積額の七分の一程度の金額で修繕を行うことができたことは評価できる。

指定管理者の中には、同様に優れた技術を持つ場合があり、他部署においても参考にされたい。